
学校活性化勝浦郡地域協議会報告書(案)

平成20年3月

学校活性化勝浦郡地域協議会

はじめに

徳島県教育委員会は、外部有識者などからなる高校教育改革再編検討委員会の「全県的な高校再編の在り方について」の最終報告を受け、平成18年3月に「高校再編方針」を策定した。

この方針では、今後の生徒数の減少などを踏まえ、県下7地域において再編を進めることとし、勝浦高校については、これまで培ってきた特色ある農業教育を基本に、分校として存続を図っていくこととしている。

平成18年8月、徳島県教育委員会から本協議会に対し、「高校再編方針」に基づき、今後の勝浦高校の魅力ある学校づくりや活性化に向けた取り組みを検討し、その結果を報告するよう依頼があった。

勝浦高校は、大正15年、農村の中堅青年養成を目的に、勝浦郡生比奈村横瀬町組合立高等農業補習学校として設立され、以来、地域の基幹産業であった柑橘類など園芸作物を中心とした農業教育を通して、地域の発展や後継者育成に力を注いできた。平成6年には、普通科の新設や農業科の学科再編を行うなど、時代や地域の要請に応じた学校づくりを進めてきた。

しかしながら、近年の急激な少子化に伴う大幅な生徒数の減少により、小規模化が進み、現状での存続が困難となることが予測されていることから、本協議会では、今後は分校として存続を図り、引き続き勝浦地域での高校教育を継続していくため、農業教育を基本とした活力と魅力ある教育の在り方について慎重に協議を重ねてきた。

ここに、本協議会として報告書を取りまとめたので報告する。

目 次

はじめに

1	教育の基本方針	-----	1
2	設置学科	-----	2
3	教育内容	-----	2
4	本校	-----	3
5	再編の時期	-----	3
6	今後の取り組み	-----	3
	教育のイメージ	-----	4

おわりに

資 料

1	学校活性化地域協議会設置要綱	-----	1
2	委員名簿	-----	3
3	審議経過	-----	4

1 教育の基本方針

勝浦高校がこれまで培ってきた教育を基盤に，情報化と農業技術が進展する中，時代と社会のニーズに対応した農業教育を行うとともに，地域に根ざした学校づくりを推進するとの共通認識に立ち，協議を重ねてきた。

その結果，教育の基本方針を次のとおり提案する。

(1) 目指す教育

生徒が将来に夢を持ち，希望する進路の実現を目指す教育
社会の変化に対応し，生徒の個性と創造力を伸ばす教育
地域と協力し，農業を通して地域の発展に貢献できる教育

(2) 育てたい生徒像

望ましい勤労観・職業観を身につけ，たくましい人間力を有し，自分の夢の実現に向けて努力できる生徒
社会の変化に柔軟に対応し，生涯にわたって学ぶことができる能力を身につけ，社会の一員として主体的に行動できる生徒
環境や人間生活に関心を持ち，農業に関する専門的・先端的な知識・技術を身につけ，地域・社会の発展に貢献できる生徒

(3) 特色ある教育

これまで培ってきた農業教育を基本に，「流通・経営」，「環境」，「食育」，「福祉」の分野を取り入れた多様な教育を展開する。

時代のニーズに対応する能力として，「バイオ」，「LED」，「IT」などの活用技術を学び，生産から流通・販売までの一貫した教育や起業・経営に関する実践的な教育を展開する。

地域の豊かな教育素材を活用するとともに，地元の学校等との交流学习など，より体験的・実践的な教育を進める中で，地域に学び，地域に貢献できる能力や態度を育成する教育を展開する。

「本校」及び関係する教育を行う学校と連携し，教育内容の拡充や生徒間の交流を図る教育を展開する。

進学希望者に対し，専門教育を活かすとともに，入試に必要な普通教科・科目を選択履修できるようにするなど，大学や専門学校等への進学に対応した教育を展開する。

2 設置学科 <小学科名は仮称>

設置学科は、次のとおり提案する。

大学科	小学科
農業科	応用生産科， 園芸福祉科

3 教育内容 <小学科名は仮称>

教育内容は、次のとおり提案する。

応用生産科

果樹・野菜などの生産や農業経営に必要な知識と技術の基礎を習得するとともに環境に配慮した農業生産のあり方について学ぶ。

コンピュータを利用した通信販売やホームページ作成技術を習得するとともに、起業家や農業経営についての学習を通して、時代に対応するIT農業経営者やIT関連産業の技術者を育成する。

LED等を利用した栽培技術を習得するとともに、施設栽培における環境制御に関する学習を通して、LED活用農業の経営者や施設管理の技術者を育成する。植物バイオテクノロジーの知識と技術の基礎を学び、植物の品種改良につながる研究を通して、バイオ技術者を育成する。

農学・情報通信・環境分野の大学等への進学に対応できる教育を展開する。

〔特色ある専門科目〕:「農業情報処理」,「起業研究」,「LED栽培」(仮称) など

園芸福祉科

草花などの栽培や活用に必要な知識と技術の基礎を習得するとともに、栽培に適した環境や資源循環型農業などについて学ぶ。

地域の産業振興とそこで暮らす人たちの福祉のあり方を学び、産業を通じた地域の活性化や生きがいづくりについての学習を通して、園芸装飾技能や園芸セラピーなどを有効に活用できる人材を育成する。

地域や小・中学校等との交流を通して、食についての学習を深めるとともに、植物が持つ特性や癒し効果などについての学習を通して、生活の質の向上や健康の改善を図る人材を育成する。

植物バイオテクノロジーの知識と技術の基礎を学び、植物の増殖や絶滅危惧種の保護など環境保全につながる学習を通して、植物を効率的に生産できる技術者を育成する。

農学・人間生活・福祉分野の大学等への進学に対応できる教育を展開する。

〔特色ある専門科目〕:「家庭看護・福祉」,「フードデザイン」,「いろいろ」(仮称) など

4 本校

本校としては、

- ・
- ・
- ・

ことから、

「 ... 高等学校」が望ましいとの意見が大勢を占めた。

これを参考にして、県教育委員会で決めてほしい。

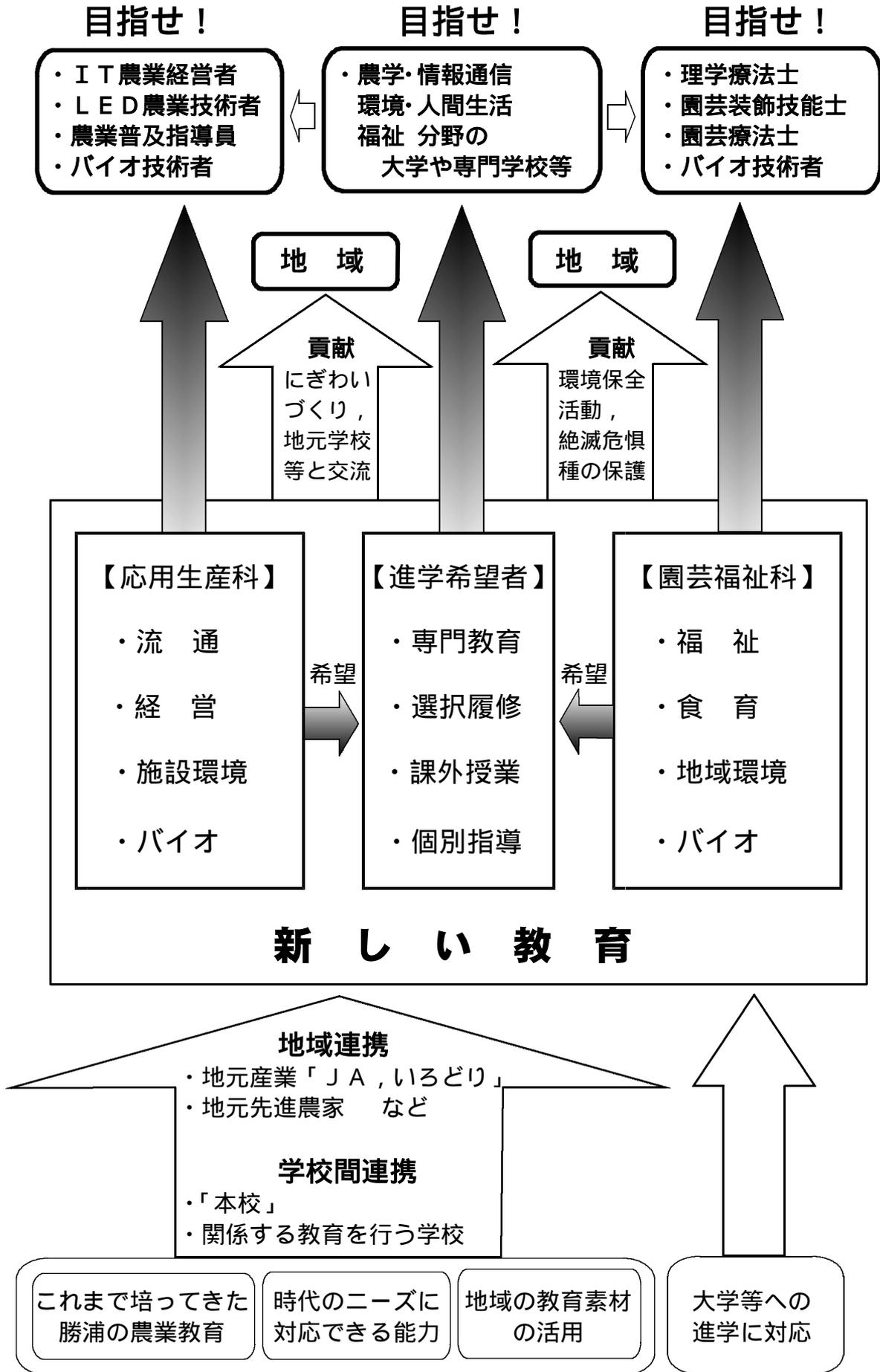
5 再編の時期

6 今後の取り組み

地域連携や学校間連携を積極的に行い、新しい教育の一層の充実を図ることが望ましい。

また、耐震化等の教育環境の整備を、早期に推進することを要望する。

教育のイメージ



おわりに

本協議会では、昨年度から5回の協議会を開催し、勝浦高校の今後の教育の在り方について、熱心に協議を重ねてきた。

協議の中では、一部委員から、本校としての存続を望む意見も出されたが、勝浦高校は平成15年度より統合基準の定員80名を下回り、将来的にもその回復が難しいことが予測されていること、また地域における高校教育を今後も継続・発展させていく必要があることから、高校再編方針を踏まえ、分校として農業教育を基本に勝浦独自の魅力ある教育を展開するとの意見に集約された。

近年、科学技術の進展、地球規模での環境問題や食の安全・安心の重要性の高まり、少子・高齢化や情報ネットワーク社会の到来など社会の変化に対応した教育が求められており、新しい教育を進めるにあたっては、伝統ある農業教育を基盤に、「流通・経営」、「環境」、「食育」、「福祉」の分野を取り入れた教育を展開するよう提案した。

さらに、一人一人を大切にするこれまでの勝浦の教育を受け継ぐとともに、地域の素材を教育活動に取り入れるなど地域や地元産業との連携を深め、地域全体をキャンパスとする勝浦ならではの教育を目指すことも提案した。

こうした新しい教育が実を結び、地域にとってかけがえのないものとなるためには、教職員の努力や県教育委員会の支援は言うまでもなく、地域の行政や産業界、PTAや同窓会などすべての関係者の理解と協力・連携が望まれる。

今後、この報告書に基づき、再編を進め、新しい教育が展開できるよう要望する。

資料

1 学校活性化地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 高校再編方針に基づき、別表に掲げる地域において、学校活性化地域協議会(以下「地域協議会」という。)を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する地域協議会の名称は、別表のとおりとする。

(任務)

第3条 地域協議会は、高校再編方針を踏まえ、魅力ある学校づくりや活性化に向けた地域連携について検討を行い、その結果を県教育委員会に報告する。

(組織)

第4条 地域協議会は、委員10名以内で構成する。

- 2 委員は、別表に掲げる地域の高校長及び町教育委員会の代表者のほか、再編の対象となる高校の長又は関係町教育委員会の推薦を受けた者のうちから、県教育委員会が委嘱する。
- 3 委員候補者の推薦に当たっては、学校関係者、保護者、地域代表又は学識経験者のうちから選任するものとする。

(会長及び副会長)

第5条 地域協議会に会長及び副会長1名を置く。

- 2 会長は委員の互選によって定め、副会長は会長が指名する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 地域協議会の会議は、会長が招集し、運営する。

- 2 地域協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めその意見を聴くことができる。

(実務者会議)

第7条 地域協議会に、専門の事項について調査・研究を行うため、実務者会議を置く。

(庶 務)

第 8 条 地域協議会の庶務は，別表に掲げる各地域毎の事務担当高校及び教育改革課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか，地域協議会の運営に関し必要な事項は，会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は，平成 1 8 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は，協議会の任務終了後は，その効力を失う。

別 表

地 域	名 称	事務担当高校
勝 浦 郡	学校活性化勝浦郡地域協議会	勝 浦 高 校
那 賀 町	学校活性化那賀町地域協議会	那 賀 高 校

2 委員名簿

(順不同・敬称略)

氏名	役職等	年度	備考
石田 亨	勝浦中学校長	H18	学校関係者
稲井 稔	勝浦町教育委員会教育長	H18～H19	町教育委員会
河野 稔彦	勝浦中学校PTA会長	H18～H19	学校関係者
桑村 京子	勝浦高等学校同窓会	H18	学校関係者
仙才 恵理	勝浦高等学校同窓会	H19	学校関係者
高橋 信幸	上勝町教育委員会教育長	H18～H19	町教育委員会
鳥井 典子	生比奈小学校長	H18	学校関係者
長町 達也	勝浦中学校長	H19	学校関係者
松下 義和	地域人形浄瑠璃指導者	H18～H19	地域代表
峯下 恭次	上勝小学校PTA会長	H18～H19	学校関係者
横石 知二	(株)いんどり代表取締役副社長	H18～H19	学識経験者
吉岡 正治	生比奈小学校長	H19	学校関係者
新見 延安	勝浦高等学校長	H18	高校長
近藤 辰夫	勝浦高等学校長	H19	高校長

会長 副会長 (役職等については、就任当時のものを記載)

3 審議経過

回	開催日	検討内容等
1	平成18年 8月11日	会長選出 高校再編方針について 活性化策について
2	平成18年10月17日	新たな農業教育の方向性について
3	平成19年 6月 1日	新しい教育の基本コンセプトについて
4	平成20年 2月12日	設置学科と教育内容について
5	平成20年 3月17日	本校について 報告書の取りまとめについて